

監査委員公表第2号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和8年1月に執行した指定管理者監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和8年3月12日

海田町監査委員

永海房雄

海田町監査委員

大江康子

指定管理者の監査結果報告書

- 1 準拠基準 海田町監査基準
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定による監査
- 3 監査の対象
 - (1) 施設 海田町福祉センター
 - (2) 指定管理者 シンコースポーツ・イズミテクノ共同企業体
代表企業 シンコースポーツ中国株式会社
 - (3) 所管課 福祉保健部長寿保険課
- 4 監査の実施年月日 令和8年1月19日(月)
- 5 監査の実施場所 海田町福祉センター1階会議室
- 6 監査の着眼点

- (1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
- (2) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
- (3) 事業実績報告は、適正に行われているか。
- (4) 施設の管理に係る出納事務は、適正に行われているか。
- (5) 施設の管理運営は、適正に行われているか。

7 監査の実施内容

指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務が、関係法令等に基づき適正かつ効果的に執行されているかを、関係資料を抽出審査するとともに関係者からの説明聴取により実施した。

8 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、適正に執行されていることが認められ、特に指摘すべき事項はなかった。